

養育医療給付申請における 個人番号（マイナンバー）の確認について

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の個人番号（マイナンバー）を給付申請書に記載していただくにあたり、窓口にて個人番号および申請者もしくはその代理人の身元確認を行なわせていただきます。

つきましては、以下①と②の必要書類を窓口にてご提示ください。

① 窓口に来られる申請者もしくはその代理人の身元確認書類※

注意

給付申請書の申請者欄に申請者（保護者）として記載する方以外の方が窓口で申請される（代理人申請）場合（例：申請者欄に記載された方＝父、窓口に来られる方＝母）は、給付申請書の裏面「委任状」欄（委任者＝父、受任者＝母）に署名押印ください。

※**身元確認書類** 下表のいずれかをご提示ください。

1点確認（顔写真入りのもの）書類	2点確認書類
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証・旅券（パスポート）・身体障害者手帳・その他、<u>氏名・出生年月日・住所</u>が記載され、かつ、<u>顔写真入り</u>の官公署発行証明書類	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証・国民年金手帳・児童扶養手当証書・その他、<u>氏名・出生年月日・住所</u>が記載された官公署発行証明書類

② 世帯全員の個人番号カード（顔写真入り）または通知カード

受診者の個人番号カードまたは通知カードが発行されていない場合は、受診者分の個人番号カードまたは通知カードの提示は不要です。その他の世帯全員の個人番号カードまたは通知カードのみ提示ください。